

批評・紹介

Hok-lam Chan

Legitimation in Imperial China

—Discussions under the Jurchen-Chin

Dynasty (1115—1234)

池 内 功

著者の陳學霖教授(ワシントン大學)は、一九六〇年代以來、金朝および元朝史學史・思想史の分野で、すぐれた業績を擧げてきた。現在、最も生産的な研究者である。

本書は、金朝における正統論の本格的研究であるが、著者の視野は、金朝史の枠内にとどまることなく、世界史的・中國史的擴がりをみせている。したがって、本書は、單に金朝史研究者だけでなく、支配の正當性・正當化の過程に問題關心を持つ全ての研究者に、興味深い研究素材を提供するはずである。著者が金朝の正統論を空間的・時間的擴がりの中で論じることができたのは、その該博な學問的蓄積もさることながら、一九七五年七月、カリフォルニアで開催され、著者も參加した“Conference on the Legitimation of the Chinese Imperial Regimes”なる學術會議での諸報告と討議が大きな刺激となっている。この會議以降、歐米の學界では中國史の分野で、すでに“Legitimation”をキーワードとするいくつかの研究が發表されており、本書の出現によって、こうした研究

は、今後ますます盛んになるものと豫想される。

さて、本書は以下の通り、三部一二章構成をとっている。なお著者は「正統」を Legitimate Succession と英譯している。そこで以下評者は legitimacy は正當性・legitimation は正當化と譯しておく。

第一部 序論

第一章 正當性と正當化の歴史的展望

第二章 中華帝國における正當化の類型

第二部 金朝の正統論

第三章 歴史的背景

第四章 章宗朝下の正統論

第五章 宣宗朝下の正統論

第六章 まとめ

第七章 エピローグ

第三部 史料編…『大金德運圖說』

第八章 『大金德運圖說』簡史

第九章 四庫全書版の序言(御題・提要)

第十章 尙書省の覺え書(省判・省割・議)

第十一章 個々の論議

第十二章 尙書省の省奏

それでは内容の紹介を行ってゆきたい。

第一章では西洋の正當説と正當化の諸類型を紹介している。西洋における正當性の概念と正當化の過程は複雑な歴史的過程を反映して多元的である。

著者は、まず、正當性のよりどころを神に求める支配権力ないし

權威に言及し、例として神なる王、神の子、地上における神の代理たる古代の諸支配者などを擧げている。中國の天子、イスラムのカリフも同じ範疇に入るといふ。

一方、ギリシャ・ローマ時代においては、別の正當性の概念が發達した。ギリシャでは市民的正當性の概念が生れた。ローマでは、*legitimacy* の語源が合法的もしくは法によるという意味のラテン語 *legitimus* であることからわかるように合法的正當性の概念が發達した。

中世ヨーロッパのキリスト教政治思想は、神と教會と世俗君主の支配をめぐって展開し、王權神授説などの正當性の概念を生んだ。やがて人民主權の概念が成立し、市民革命の思想的背景となり、現代においても歐米諸政府の正當性の根據となっている。

著者は以上のように西洋の正當説を整理した。そして、この多元性が中國の正統論との主たる相異點であることを指摘している。

次に正當化の諸類型について。著者は、あらゆる支配者が正當性を必要とするのは、多數者である被支配者が、少數者である支配者の支配の權利を正當なものと承認しなければ、その支配が安定しないからである點に注目し、正當性の研究は概念を對象とするだけでなく、支配者が正當性を確立するために行う諸行爲を研究對象とすべきであると主張する。ところで、支配者による正當化の過程には、信仰心や吉兆などを利用する象徴的側面と力の直接的行使などの實質的側面があり、實際には両者が複雑にからみあっているのである。したがって、いかなる指標を使って正當化の過程を分析するかが問題となってくる。

支配の正當性の問題に最初に注目した M・ウェバーは、正當的支

配の純粹型として合法的支配・傳統的支配・カリスマ的支配の三つを擧げている。これは今でも有効な分析視角であるが、著者はウェバー以後の研究をも參考にした上で、本書においては、先述の "Conference on the Legitimation of the Chinese Imperial Regimes" に参加した Jeremy Adams が提出した正當化過程を分析するための五つの指標を採用することにした。すなわち、一、手續上の (procedural) 正當化、二、力による (coercive) 正當化、三、意味論的 (semantic) 正當化、四、スカラー學的 (scholastic) 正當化、五、民衆による (popular) 正當化、である。著者は、これらの指標が異なった文明の社會的政治的組織のあらゆる形式の正當化の分析に確固とした基盤を與えるものとして高く評價している。

第二章では、周代から十三世紀にいたる中國の正統論の歴史的展開を要約している。

中國における正當性の概念は、周の天命思想に淵源し、儒教と五德運説に強い影響をうけた。五德運説とは鄒衍が紀元前三世紀になえた五行説にはじまる。これは、土・木・金・火・水の五つの宇宙の力の消長によって時勢が推移するとする學説で、歴史を法則的に解明しようとしたのである。しかも鄒衍の説は各王朝は、それぞれ固有の德運に支配され、土・木・金・火・水の五行(運)の順次的克服によって王朝が交代する(五行相勝説)という王朝交代理論であつたため、五德運を正當性の基準とした議論がおこつた。かくて、中國の正統論は、正當性の概念と王朝交代理論が複合したものとして展開し、自己の正統を主張する中國の各王朝は、その德運を定め、五德運説による歴代王朝の德運の順序の中に自己を位置づけなければならなかつたのである。

著者は、秦の始皇帝が、周の火徳に對して水徳を採用し、五徳運説をはじめて即位の正當化に使った例から説きおこし、歷代王朝の徳運採用の經過をたどり、宋の太祖による火徳採用と宋代新儒學による道德的正當性や一統性を基準とした正統性についての新しい意義づけに及んでいる。この間、適宜、木・火・土・金・水を順序とする五行相生説の流行、王莽による即位正當化のための古典改竄、魏晉以降の正閏論にもふれている。

この部分は、著者が正統論關係の多數の中文の論著のほか、内藤湖南『支那史學史』、那珂通世『支那の正統論』（『那珂通世遺書』）などに依據して手際よくまとめたものである。論點に新味はないが、中國における正統論の複雑な展開を、はじめて英語でまとめ歐米の學界に紹介した點に意義がある。

ところで著者は、本章の後半で西洋の正當論との比較を念頭において、中國の正統論の歴史的展開を要約しており、注目に値する。著者によれば、第一に、正統なる語は、後漢光武帝以來、正しい血統という意味で使われたが、四世紀からは、先行王朝を正しく繼承するという意味で使われるようになった。この點で、中國の正統は、聖なる神や法や政治的集會などによつて是認された支配者の權利という意味を内包する西洋の Legitimacy とは相異している。

第二に、周の天命思想に淵源し、儒教と五徳運論による強い影響をうけた正統論は、古代近東の諸王國、ヘレニズム・ローマ帝國、キリスト教ヨーロッパにおける王權神授の觀念に近いが、中國の場合、それが一層、統一的で連續的であった。

第三に、中國では支配者と王朝の途切れることのない正しい繼承が強調された。一方、西洋では、政治的系統の連續の觀念は、あま

り強調されない。

第四に、中國の正統觀念の展開は、ただ一人の君主が道德的聖王として絶対的權力をふるうという體制をとりつづけた中國王朝の傳統と連動している。中國の皇帝の權威にはローマ法や中世の憲法によるような法的制限はなく、比類なき權威であつた。

さて、著者は、このように中國の正統論の特質をとらえた上で、先述の Jeremy Adams の五つの正當化の指標を適用して正當化の面での中國的特質を摘出する。

一、手續上の正當化。支配者による政治・法律・行政の面での制度の樹立とエリート層の支持を獲得することをねらつた政策の開始が、その本質である。具體的には、國家儀禮の制定、官僚政府の組織、科擧の實施、首都の選定、法典編纂、儒教保護、正史の編纂、古典・文學作品の収集などの作業がある。同じような手續上の正當化のもくろみは中國以外でもみられるが、中國の場合、その統治制度が漢代に成熟し、唐宋時代には規範化したので、手續上の正當化のための選擇は限定されたものになった。

二、力による正當化。中華帝國の皇帝の大部分は、儒教の仁政思想と複雑な官僚國家の手續があるために、力による正當化よりも、合法的・行政的手段、特に教化と説得の手法を採用した。この點、近東やヨーロッパの政治的傳統とは異なっている。

三、意味論的正當化。主要には、正當の權威の支配力を明示する儀式やシンボルの作成もしくは操作による正當化のこと。具體的には、天の徴・前兆・祭式・帝室の色などが使われる。西洋では頻繁な社會政治的變化にともない正當化の儀式やシンボルが變化したが、中國では、それらが比較的單一の性格を保持した。

四、スコラ學的正當化。これは支配者が有力な宗教的・知的・政治的傳統の中の概念を使って、自己の正當性の主張を強化すること。中世ヨーロッパなどにも同様の傾向があるが、個々の支配者、政治組織によって依據する傳統的概念が異なっていた。一方、中國では、五德運說の枠組とのちには新儒學の原理が、つねに正當化の主要な思想でありつづけた。

五、人民による正當化。中國においても、人民の支持を背景に正當性を主張する支配者もいた。しかし、政權の樹立に成功した中國の支配者は、しばしば權力を固めるために、傳統的な制度や價值にたちかえり、人民の要求にそって制度を改革することはなかった。

この點、中國の傳統は、新しい支配者が名目的ではあれ、人民の承認をえることによって正當性を獲得することを内容とした西洋の人民による正當化の傳統とは、ほとんど無縁であった。

第三章は、次章以下で金朝後期の正統論を分析する前提として、金國の建國から中興の祖、世宗までの金朝史の展開を概観している。これは太祖阿骨打以來の歴代皇帝の君主權強化、中央集權的國家化、中國の專制國家化の方向と封建的女眞勢力との葛藤を軸にした手堅く概説であり、Jing-shen, Tao, *The Jurchen in Twelfth Century China—A Study of Sinitization—*1976.などの先學の研究を十分ふまえている。ただし、かかる分析の手法は、わが國の金史研究においても、すでに定着しており、著者獨自のものではない。本章の意義は、むしろ金朝史の展開を概観する中で、世宗までの金國の支配者たちが正當化の方向を奈邊に求めてきたかを明示した點にあると思う。例えば、三代皇帝熙宗は中國の制度と方法による政治的集權化をめざした。彼は科擧を實施し、新曆・儒教式宮廷儀

禮・官位を導入し、祖廟建設・中國的法律制定、儒教保護などの皇帝の地位を安定させ、政府の正當性を確立するための中國傳統の儀禮や唐宋の諸制度を採用した。著者は、これらは單に中國の傳統を見習ったのではなく、女眞支配を正當化する試みであったという。

中央集權化と中國化を極度におしすすめた四代皇帝海陵王は、科擧を普及させたり、孔子廟の設置を全ての州縣に命じたり、中國式宮廷儀式をさらに採り入れたり、燕京に遷都したりなどして、金を中國王朝の後繼者として正當化しようとした。海陵王の南征は彼が自己を全中國の支配者として正當化した結果である。國粹運動を展開した五代皇帝世宗は、一方で中國の傳統を保護し、彼自身を女眞と中國の統一的後繼者として正當化していたという。

著者の立論には前章で確認した中國における正當化の指標が生かされており明快である。かくて著者は、從來ともすれば中國化＝民族的主體性の喪失のあらわれとして負の評価をえてきた諸施策を、金朝皇帝の支配正當化の意志の表現として、とらえ直す視點を提示したのである。

第四章、章宗朝下の正統論。金朝廷における正統論議は六代皇帝章宗と八代皇帝宣宗の治政に行われた。第四章は章宗朝下の正統論、第五章は宣宗朝下の正統論の分析である。いずれも『大金德運圖說』を典拠としている。

章宗朝下の正統論議は、一一九四年の章宗の指示による論議開始から一二〇二年の章宗による土德採用決定にいたるまで、八年間に三回會議があった。一回目は明昌四年二月一日（西曆一一九四年一月五日）にはじまり、二回目は承安四年二月（一一九九年二月）に（二〇〇一年一月）に、三回目は承安五年二月二〇日（一二〇

○年三月六日)にはじまった。一回目は七品以上の官が招集の対象となったが、それぞれの會議の開催期間や正確な参加人数は不明である。會議を通して提出された金朝の德運に關する主張は、以下の四つに大別される。

(一)太祖阿骨打が建國の際、國號を金とした以上、金德を採用すべきであると主張するもの。ほかに、金の宋遼征服は、股が水德の夏禹に勝つて金德を繼承したことに一致するので金德を採用すべしという主張もある。これらは、いずれも歷代王朝相互の德運の順序を考慮しないのが特徴である。著者は國粹主義的論者と規定する。

(二)五代諸王朝や宋を正統とみず、これらをとばして唐の土德をついで金德を採用すべきであると主張するもの。

(三)遼の水德をついで木德の採用を主張するもの。

四金が減はした北宋の火德をついで土德を採用すべきであると主張するもの。

さて著者は、一二〇二年の章宗による土德の採用は、章宗の當初からの既定方針であり、これらの正統論議は、その煙幕に使われたのだと斷ずる。しかも土德採用にともなう大規模な制度變更はなく、具體的には一二月の臘祭を金德にみあう丑の日から土德にみあう辰の日に變更したり、帝服や旗の色を土德を象徵する黄色に變えた位であったという。そして、このことから著者は、制度變更自體が正統論を展開させた章宗の意圖ではなかったと判斷する。そこで著者は、章宗は、いかなる問題に直面して正當化を必要としたのか。章宗は、何故、正當性を確立するために五德運論を使ったのか、という問題設定を行った。

最初の設問に對して、著者は、軍事的・經濟的行きつまりにある

女眞族の活力復活をねらった世宗の國粹運動が失敗したあとをうけた章宗は、女眞族の將來は中國の傳統とのより一層の同一化の方向にしかないと考え、親中國政策を推進するための正當化を必要としていた。そして、章宗の地位をねらう帝室有力者や保守的軍事指導者をおさえ、西夏・南宋・遊牧民族の挑戰をしりぞけるためには、章宗本人にとっても女眞族の將來にとっても、天命を所有していることの確認による正當性の主張が必要であったと判斷する。

次の設問に對して、著者は五德運論は歷代中國皇帝によつて正當化の手段として利用されており、それが漢人官僚・漢化した女眞官僚に説得力をもっていることを、中國の傳統に造詣の深い章宗は知悉していた。そこで章宗は五德運論による正當化を通して、彼らを親中國政策を支持する勢力として自己の傘下に結集することをねらったと判斷する。

以上は、著者の金朝史についての深い洞察から導き出された判斷である。實證面で多少課題を残しているが、章宗の親中國政策の舞臺裏に光をあてた魅力的な假説といえよう。

著者は、次に章宗による土德採用の影響として、主として以下の三點を挙げている。

一、章宗朝において親中國政策が推進された。

二、章宗が土德の採用を中外に詔した結果、宋金關係が悪化し、ついに開戦にいたった。

三、遼の正當性が否定されたため、金朝における遼史編纂事業が頓挫してしまつた。

以上の點について少し検討しておきたい。

一の事實自體は周知の事柄である。そのためか著者は章宗の親中

國政策の内容について必ずしも具體的に言及していない。章宗の漢人顧問への依存、漢人官僚の増加、女眞人と漢人の通婚の増加、女眞人エリート層の漢化の強まり、泰和律令の編纂などが言及されている程度である。もう少し具體的に検討すべきかと思われる。評者の氣付いた事例を補足すると、『金史』卷一二、章宗本紀、泰和四年二月庚戌の條に「始めて三皇・五帝・四王を祭る」とあり、同じく、三月戊寅の條によると、前代の帝王で祭を致すべき者を定めよとの詔があり、結局、夏の太康、殷の太甲・太戊・武丁、周の成王・康王・宣王、漢の高祖・文・景・武・宣・光武・明帝・章帝、唐の高祖・文皇の一七君が選ばれ、祭を致すことになったとある。これは、章宗が土德採用後、中國正統の後繼者としての立場を顯示した例として注目されよう。

二は宋金政治史にもかかわる著者の創見である。しかし、章宗が土德の採用を中外に詔したことと宋金開戦との直接的因果關係を示す史料は、著者も指摘するように未見である。著者は、南宋の寧宗が開戦の詔で天命の回復を主張している點に、章宗の土德採用宣言に對する反應をみるのである。が、南宋にとって、天命回復は高宗以來の悲願であつたはずであるので、必ずしも有力な根據とはいえない。勿論、章宗による土德採用は、宋の德運が北宋滅亡とともに消滅し、金は全中國の支配者として正當性をもっているとの主張を内包しているわけだから、南宋を刺激しないはずはなく、著者の見解の成立の餘地は十分ありそうである。なお、評者は、『金史』卷一一、章宗本紀、泰和二年九月甲寅の條によると、章宗が南宋に行く賀宋生日使に對して「兩國和好久しく、よろしく細故を争いて大體を傷つくべからず」と戒めている點に注目している。これは眞例

の記事であり、時期も泰和二年十一月、章宗が土德採用を中外に詔する直前にあたる。そこで評者は、この記事から、章宗は土德採用が南宋を刺激しないように、あらかじめ南宋側に説明させた可能性があると見ている。いずれにしても、宋金開戦までの金側の消極的對應から判断すると、章宗には土德採用による優位を背景にして、對南宋戦争を開始する意圖はなかったと言える。とすれば、章宗のねらいは、主として國內的效果にあつたとの判断も成り立つであらう。

三の德運議で遼が正當性を失つたために金朝の遼史編纂事業が頓挫してしまつた點については、つとに愛宕松男氏も指摘している（愛宕松男「遼金宋三史の編纂と北族王朝の立場」『文化』一五一四 一九五一）。

ところで、すでに述べた通り、著者は土德採用が親中國政策を推進せんとする章宗の當初からの既定方針であつたとみている。この點、異論はないのであるが、著者が章宗朝下において、正統論が八年間も續けられたことについて當惑しているらしいので、私見を述べておきたい。著者の當惑は、金德・木德・土德の採用をめぐる四つの見解が、第一回目の會議の時に全て出揃つていたと考えることに起因している。しかし、『大金德運圖說』には、四つの見解が各々いつ提出されたかについての記述はないのである。したがって、土德の主張は第一回目の會議には出てこなかったとも考えられる。すなわち、既定方針の土德の主張が出てこなかったからこそ、章宗は、それが出てくるまで二回・三回と會議を開催させたとの解釋も十分成り立つのである。ちなみに、土德の主張は、現存している南宋の命運にもかかわる議論で提出しにくい主張であつたと考えられ

る。それは宣宗朝の尙書省が章宗朝の論議を要約し、土德を主張した孫人傑の論を險語と評していることからわかるのである。

第五章は、貞祐二年一月二日（一二一四年三月五日）宣宗の聖旨によって再開された正統論の分析である。従来の研究では、宣宗朝下の正統論は、章宗朝下の正統論の附屬の位置しか與えられていなかった。それは、結局、宣宗朝において土德採用は維持され、何らの變更もなされなかったためである。したがって、本章において著者が宣宗朝下の正統論を獨立させ、その内容と意義を論じた功績は大きい。著者の分析によって、われわれは、はじめて宣宗朝下の正統論に、章宗朝下の正統論にはほとんどみられなかった道德的正當性や一統性を正統性の基準とする宋朝新儒學の影響を確認できたのである。

この會議には漢人高官一〇人、女真人高官一二人が参加した。参加者中、一四人が金德の採用を主張し、四人が土德を主張した。

金德論者の主張は以下の三グループに分れていた。

(一)、太祖阿骨打の祖訓で、完顔氏が白を尙んだとあるのは、金德採用を意味する。また建國當時の白の吉兆の出現は、天による金德の承認であるとする主張。

(二)、五代諸王朝や宋を正統とみず、金はこれらをとばして唐の土德をついで金德を採用すべきであるとの主張。

(三)、後唐は唐の土德を繼承せず、金德であるとし、後晉・後漢・後周の德運を順次訂正すると宋は火德ではなく土德になる。したがって金は宋の土德をうけて金德とすべきであるとの主張。

土德論者は少數であったが、その主張は二つに分れていた。

(一)、遼と宋を滅ぼして北中國を支配する金は、宋の火德をうけて

土德とすべきであるとの主張。

(二)、金は道德的正當性と政治的一統性により正統であるとの主張。德運については章宗の決定に従い土德とする。この論者は新儒學の正統性の基準を適用して立論しており、五德運論の呪縛から解放されている點、注目される。

このたびの會議においては、以上のように金德と土德に論議が集約したのであった。宣宗が、これらの論議に對して、いかなる反應を示したかは記録が残されておらず不明である。しかし、『金史』卷一六、宣宗本紀、興定四年二月庚辰（一二二一年一月一九日）の條に、臘祭の記事があり、土德に對應する辰の日に臘祭を行っていたことがわかる。つまり、宣宗は土德の保持を變更しなかったのである。

德運の變更自體が宣宗が正統論を再開させた動機ではなかったとすると、彼がモンゴル軍の侵入をうけて國內外が困難な時期に、このような難しい議論を再開させた必要性が問題になってくる。著者の論點は以下の通りである。

一つには、著者は正統論が七代皇帝衛紹王を弑逆して以降、朝廷内を牛耳っていた紇石烈執中が尤虎高琪に暗殺された直後の時期に再開された點に注目する。女眞軍事集團指導者紇石烈執中に迎えられて即位した宣宗は、この機會に反逆者による就位で汚された彼の正當性を回復する必要があった。また、紇石烈執中暗殺後も朝廷内で力をもつ尤虎高琪らの女眞軍事集團と妥協する一方で、彼らとの對抗上、親中國政策を進めてきた章宗の官僚たちの支援を受ける必要があった。著者は、この意味で、宣宗による正統論の再開と土德保持の確認は、宣宗が章宗の後繼者であることを印象づけ、これら

の官僚を傘下に結果するのに役立てようとするものであったと判断する。

二つには、著者は正統論が宣宗による汴京遷都の三ヶ月前に再開されたことに注目し、正統論の再開には、汴京遷都を正當化する意圖がこめられていたとみる。言うまでもなく、正統論によって、金が全中國の支配者として正統であることが確認されれば、國家の正統性を強めるために、中國の中心部、北宋の故都汴京へ遷都するという大義名分が成り立つ。著者は、宣宗がこのように汴京遷都の正當化をねらっていたと判断する。なお、この正統論と汴京遷都の關係は、著者が指摘する通り、『大金德運圖說』の最後に掲載された省奏中に明示されている。

以上の著者の見解は、衛紹王弒逆から汴京遷都にいたる金朝宮廷内の動向をダイナミックにとらえる魅力的な假説である。従来、モンゴル侵入以降の金朝内部の動向については、汴京遷都にともなう根本史料不足が災いして、まともに取り上げられることはなかったので眞に貴重な分析といえる。

第六章は、章宗朝下の正統論、宣宗朝下の正統論についての考察のまとめである。著者によれば、金朝の正統論には以下の三傾向が認められる。一、政治的正當化と制度變更に對應する理論として五行相生論を採用している。二、金徳の主張において祖訓の利用が顯著である。三、金の徳運を中國歴代王朝の徳運の順序の中に位置づけようとしている。以上である。

また、正統論の論者を政治的志向性によって分類すると、祖訓をもとに金徳を主張する女眞國粹派 *Jurchen natives* と金朝を中國歴代王朝の傳統の中に位置づけようとする中國化推進派 *sinicizati-*

on champions に分類できるといふ。

やがて、Jeremy Adams の五つの正當化の指標にそって整理すると、手續上の正當化は、金朝皇帝が、中國の官僚組織や儒教的價值を採用し、科擧を實施した點にみられる。意味論上の正當化は、宮廷儀式や二月職祭などの祭祀において中國的傳統を踏襲した點にみられる。スコラ學的正當化は、金朝正統化のために漢代以來の五行相生論を適用した點にみられる。一方、金朝においては、力による正當化と人民による正當化の側面はほとんどみられないという。

結論として、著者は、章宗と宣宗の下での正統論は、章宗・宣宗自身の指導性をつよめ、その國家政策を合理化し、金國の政治的優位性の強化のために展開されたと判断している。また、章宗・宣宗が女眞國粹派が主張する金徳を採用せず、土徳を採用したことは、彼らが女眞本來の傳統を犠牲にしてまでも、中國王朝化してゆく政策を推進する姿勢を示したものだといふ。そして、著者は、章宗・宣宗が正當化のために中國の傳統を用いたことは、政治的・軍事的危機の際に、女眞の指導力を強める目的のために短期的には役立ったとみている。

これは詳細な分析と鋭い洞察にもとづいた結論であり説得力がある。ちなみに従來の研究では、章宗・宣宗にとって正統論が何故必要であったかを問う觀點はなかった。例えば、陳芳明は金朝の徳運論は遼史の纂修をめぐるひきおこされたとした(陳芳明「宋遼金史的纂修與正統之爭」『食貨月刊』二一八、一九七二)。愛宕松男、Tao Jingshen は、正統論は金朝が中國王朝化する過程のなかで、おこるべくしておこった議論であり、その徳運論議の中に北族王朝

より中國王朝への全面的轉化が要約されているとみる。つまり、兩氏は正統論は女眞支配者の中國化した自己意識のなせるわざとみてきたわけである。

したがって、章宗・宣宗にとって何故正統論が必要であつたかという觀點から出發した著者の結論は、正統論と親中國政策との關わりをめぐつては從來の研究と共通する部分があるにしても、總體としては全く獨自の境地を拓いたものであり、斬新である。

なお、蛇足になるが、以下評者の氣付いた點を三點ほど擧げておく。

第一に、著者は、章宗・宣宗が土德を採用したことにより、金德を主張する女眞國粹派を遠ざける結果になつたという。土德採用がこうした影響をもたらすことは十分豫測できたと思われるので、土德を採用するにあたり、皇帝の側に女眞國粹派に對する配慮が全くなかつたわけではあるまい。例えば、章宗朝における三回目の正統論の會議が終了し、德運の主張が出揃い、あとは章宗の決定を待つばかりの承安五年九月（一二〇〇年）、章宗は冒占官田拘括を命じた（『金史』卷一、章宗本紀）。結局、山東・河北方面で三十餘萬頃の田を拘括し、女眞軍に分配したのであるが、これは女眞國粹派に對する配慮とも理解できよう。ところで三十餘萬頃を集積するについては、冒占官田の名目で民田を拘括することが多く、土地を取りあげられた漢人農民は深く女眞支配を憎み、金末の民衆叛亂を準備してゆくことになった。いずれにしても、このような女眞族保護の色彩の強い土地政策は、親中國政策の文脈からは説明が難しいと思う。

第二に、金德論者の主張において、建國當時、白の吉兆（純白の

鳥獸など）が出現し、それが天による金德の承認である旨が強調された。章宗朝の金德論者が、すでに、このような主張を行つていたと思われるが、宣宗朝の金德論者が全てこの點に言及していることは興味深い。ところで白の吉兆は、金朝が天命をうけて誕生したことを示しており、金德の主張と結びつけないくとも、金朝が天命を保有していることを證明する事實である。この點を考慮した場合、モンゴル軍に包圍され、戰況好轉の絶望的な緊迫した中都の宮廷でくりひろげられた正統論議において、國初の吉兆を信じて天命我にありとする金德の主張が大勢をしめたのは當然とも言えるであらう。したがって評者は、宣宗が金德論が内包する天命に關する主張とその他の臣民に與える効果をねらつて、正統論を再開した可能性も検討の餘地があると考えている。

第三に、著者は宣宗朝の宋金開戰の原因となつた宋による歲貢停止を一二一一年としている（一一五頁）。しかし、これは『宋史』卷三九、寧宗本紀、嘉定七年七月條によれば、一二一四年のことである。

エピローグと題された第七章では、金朝以後の正統論の展開を整理している。

まず、元朝ではフビライの治政に、金の土德をついで金德を採用すべきであると主張する翰林院の王恽が、德運の議の開催を進言したが聞き入れられなかつた。それは、金德はモンゴルが滅ぼした金朝を連想させ、軍事力によって中國全土を統一したモンゴル支配者には、正統論によって支配を正當化する必要がなかつた。また、正統論議が漢人たちにモンゴル皇帝の正當性に對する疑問をいだかせることをおそれたからであるという。その後、宋・遼・金史

の編纂に關連して正統論議があつたが、それは修史の必要の範圍を越えるものではなかつた。

明朝・清朝は、ともに軍事力で天下を統一し、かつてない偉業を達成した自信を背景にして、朝廷において正統論が論議されることはなかつた。一方、民間においては、新儒教の正統性の基準を重視した正統論が盛んになった。とくにモンゴル族を北方に驅逐して漢族王朝が再興した明朝の時代は、道德性と一統性に加えて、漢民族の民族的・文化的優越性を基準にした正統論が横行し、後世に大きな影響を與えた。ついで著者は近代・現代における正統論の展開をたどつたあと、米中國交回復の際の臺灣における正統論の盛況にまで言及し、鋭い分析を加えている。

第八章は、韋宗朝の正統論の概要と宣宗朝の正統論を收録している史料『大金德運圖說』の解説である。『大金德運圖說』は、宣宗朝下の正統論議終了後、尙書省によつて編纂され文書局に保管されていた。そして金國滅亡の際にモンゴルに歸し、元朝においては大都の翰林國史院に保管されていた。元朝滅亡の際に明に歸し、やがて永樂大典中に分類收録された。そして、清の乾隆帝の四庫全書に收められる際に、現在の體裁にまとめられたのである。ところで『大金德運圖說』以外には、中國歷代王朝の朝廷における正統論の論議内容を傳える史料はなく、貴重な史料である。

第九章から第十二章までは、四庫全書版『大金德運圖說』の丁寧な英譯である。女眞人名のローマ字轉寫に際しては四庫全書版の漢字轉寫法の問題にも配慮している。卷末には章ごとの詳細な註と文獻目録が付せられており便利である。

以上、多少のコメントを加えながら本書の内容を紹介した。

最後に本書の意義について述べておきたい。

本書は金朝における正統論の本格的研究である。金朝の正統論は、中國歷代王朝の朝廷における正統論の最後のものであり、論議の具體的内容を知ることのできる唯一の例である。したがって、本書で明らかにされた金朝正統論の具體的内容は、金朝以外の歷代王朝の正統論研究にとって、缺くことのできない前提となるはずである。

また、本書は中國における正統論の通史的研究としても重要である。本書によつて、われわれは、中國における正統論の展開の歴史的眺望をえることができたのである。

一方、方法的には、著者が金朝皇帝が政治的目的達成のために正統論を使つたという觀點を導入し分析した點が重要である。従來、五德運説が金代以前においては、政治變化を説明する中國人の唯一の公式であり、一般にも影響力をもつており、それにもとづいた正統論が歷代王朝の重大關心事であつたことは、一種の常識に屬する知識であつた。また、支配者が正當化のためにイデオロギー操作をすることも常識といえよう。しかし、五德運説・正統論の場合、その現實離れた論議の非合理性、僞科學的内容のために研究對象とはなにくかつたのも事實である。したがって、著者が金朝皇帝が具體的政治情況の中で、いかに正統論を使って正當化をはかつたかを見事に分析したことは、正統論研究に新局面を拓くものである。

最後に、本書は、金史研究の分野においても重要な意義をもっている點を強調しておきたい。乾隆帝は『大金德運圖說』の序の中で、南宋は正統で遼と金は正統ではないと斷じている。歴史研究に

において、こうした観点を克服すべきことは言うまでもないが、中國史研究の總體の中で、金史研究は比較的手薄である。わが國においては、戰前、金史の研究がめざましく展開し、多くの重要な業績が挙げられてきた。しかし、研究蓄積の乏しい分野が意外に残されているのである。とりわけ章宗朝以降の研究が不足している。これは中國化民族の主體性の喪失のあらわれとする負の評価からすると、中國化がきわまったとされる章宗朝以降は、女眞史の附録となつてしまい、魅力を失つてしまうことが一因であり、また、チンギス汗の金國侵入以降は、歴史展開の上で、主役はモンゴルになり、金朝は脇役になってしまうことも原因している。

要するに、これまでの研究では、女眞史自體の展開の中で、章宗朝以降、金朝滅亡までを描ききる姿勢が乏しかったのである。この意味で、著者が正統論を通して、章宗朝・宣宗朝の宮廷事情・政治状況を呈示したことは意義が深い。

これを機会に、金朝後期の研究が興隆することが期待される。評者の力不足で誤讀・誤解があることと思う。著者ならびに讀者の御海容を乞う。

University of Washington Press, 1984.
267 p.

東洋史研究會編

『雍正時代の研究』

細谷 良夫

本書は安部健夫、宮崎市定氏を中心として京都大學で昭和二四年に開始され、以後三〇餘年にわたつて繼續された『雍正硃批諭旨』（以下で『諭旨』と略稱する）研究の成果であり、『東洋史研究』一五卷四號（昭和三十三年）、一六卷四號（同三三年）、一八卷三號（『安部博士追悼號』、同三五年）、二二卷三號（同三八年）の各號に四回にわたり、「特集雍正時代史研究」として公表された論文を復刻すると共に、宮崎、佐伯氏の解説、安部氏の研究計畫、『諭旨』の上疏者一覧、本文索引などを新たに附け加えたものである。始めに、本書の構成と原載卷號を示しておく。

はしがき

- 1 雍正硃批諭旨解題 佐伯 富
- 2 明清時代の民莊について 宮崎市定
- 3 雍正時代における公費の一考察 佐伯 富
- 4 雍正二年の罷考事件と田文鏡 岩見 宏
- 5 米穀需給の研究 荒木敏一
- 6 清代の胥吏と幕友 安部健夫
- 7 康熙雍正時代における日清貿易 (以上、一五卷四號)
- 8 直省教學の制を通じて觀たる雍正治下の文教政策 宮崎市定
- 荒木敏一 佐伯 富